

第 1 章
計画の策定にあたって

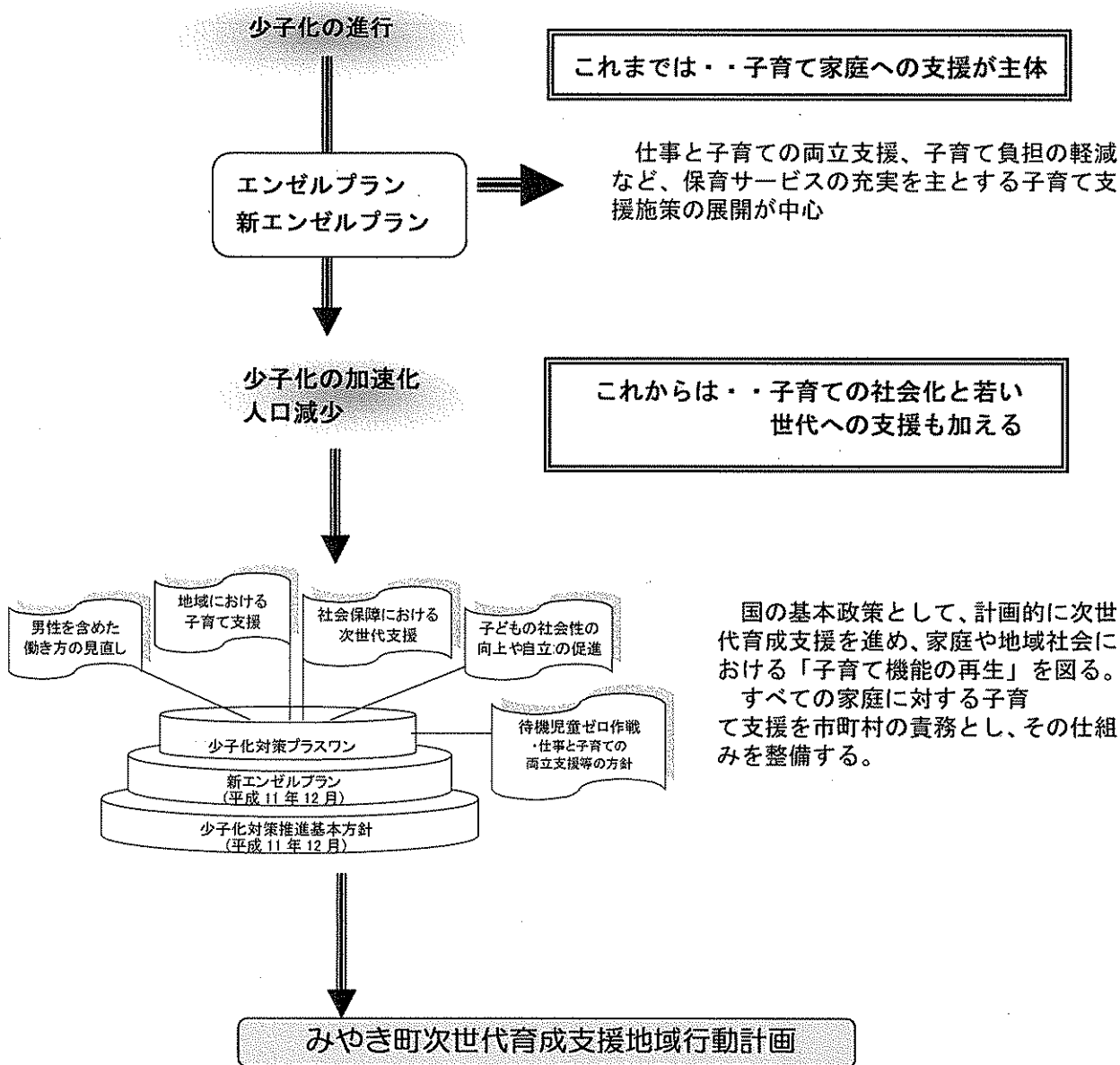
1. 計画策定の趣旨と計画を取り巻く背景

(1) 次世代育成支援地域行動計画について

「次世代育成支援地域行動計画」は、少子化の流れを変えるために集中的・計画的な取り組みを促進することを目的とする 10 年間の時限立法である「次世代育成支援対策推進法」(平成 17 年 4 月施行)において地方公共団体に策定が義務付けられた計画です。

計画期間は 5 年(5 年ごとの見直し)であり、この間に達成すべき目標事業量、施策目標など具体的な定量的目標の設定が「必要」とされているとともに、その達成状況の検証などの事後評価(政策評価)とその結果の公表が求められています。

次世代育成支援地域行動計画は、次世代を育む若い世代の支援を含む広義での「子育ての社会化」をめざすものであり、あらゆる行政施策を“子育て・子育て環境”の側面から見直し、統合化した行動計画として、児童育成計画の内容を包含する計画に位置づけられます。

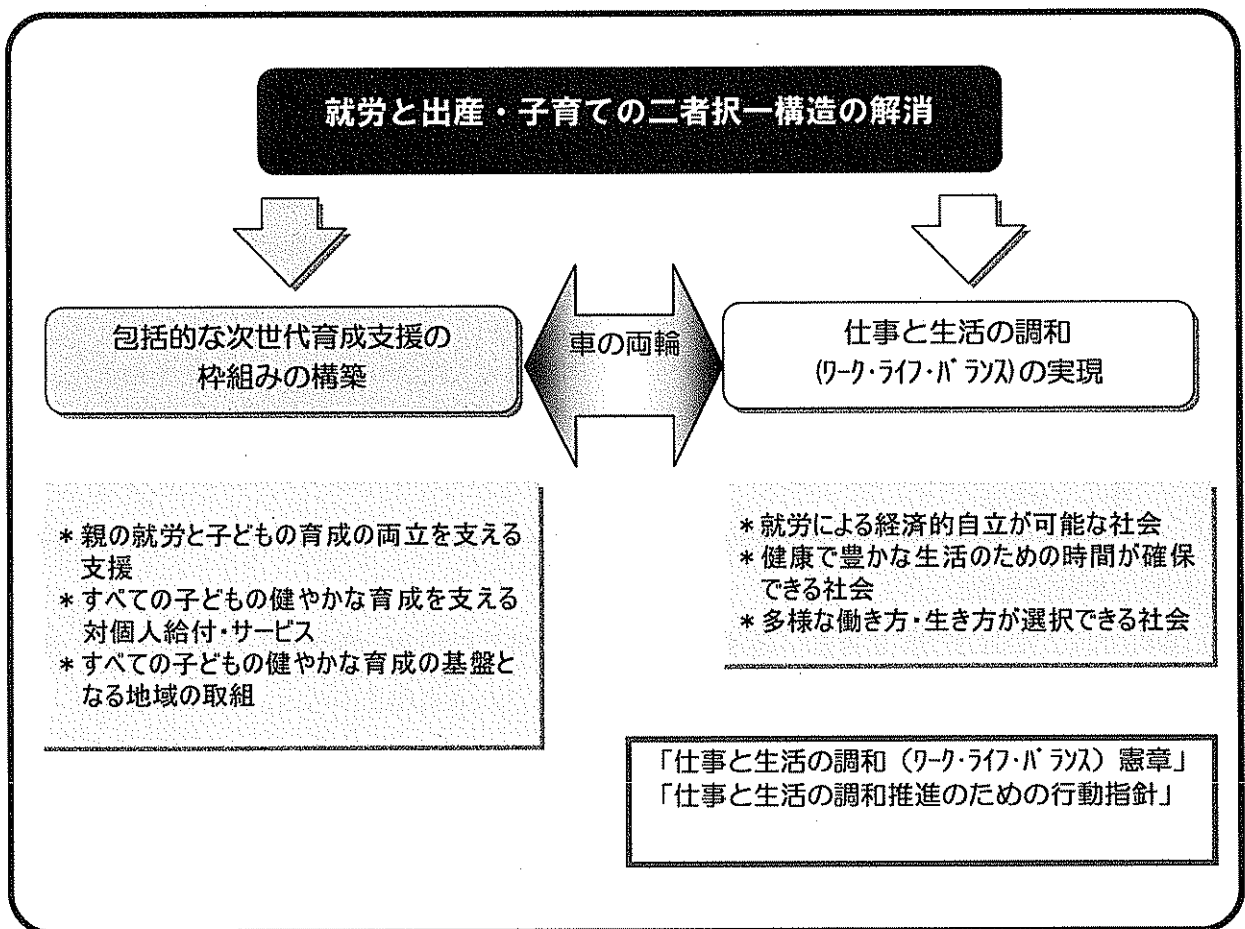


(2) 国の次世代育成支援対策の動向

「次世代育成支援対策推進法」(平成17年4月施行、10年の時限立法)により、地方公共団体及び一般事業主(労働者301人以上)等に「次世代育成支援行動計画」の策定による次世代育成支援のための環境整備が義務付けられてから、5年が経とうとしています。

後期計画策定にあたり、国では、これまで「認定こども園」の設置や学校教育法の改正、保育所保育指針の改定など、すべての子どもの健やかな成長をめざす関連法制度の改革が進められてきました。

また、平成19年12月の「子どもと家族を応援する日本」重点戦略、平成20年2月の「新待機児童ゼロ作戦」、平成20年7月の「社会保障の機能強化のための緊急対策～5つの安心プラン」等により、次世代育成支援対策、少子化対策の新たな方向性が打ち出されています。



そして、平成20年8月には、上記のような戦略・認識に基づき、「行動計画策定の手引き」、「行動計画策定指針の改正方向案」が示されました。

(3) 国の青少年育成対策の動向

国においては「青少年育成施策大綱」の見直し（平成20年12月 内閣府青少年育成推進本部決定）が行われており、以下の3点が基本理念としてあげられました。

後期基本計画では、この新しい「青少年育成施策大綱」を視野に入れ、住民ニーズを把握した上で検討する必要があります。

1 青少年の立場を第一に考える

青少年は、親等家族にとっても、社会にとっても、可能性を秘めた掛け替えのない存在である。こうした青少年が、現代の我が国社会において、健やかに成長し、それぞれの可能性を最大限に発揮できるよう、大人社会の都合や関係機関等の側からの視点からではなく、何よりもまず青少年の立場に立って、現在の生活の充実と将来への成長の両面を支援していくことが必要である。

2 社会的な自立と他者との共生を目指して、青少年の健やかな成長を支援

青少年が、心身ともに健康で、他者を思いやる心を持ち、挑戦と試行錯誤の過程を経つつ、自己を確立し、自らの可能性を発揮できる、社会的に自立した個人として成長し、他者や地域社会とともに生きていけるよう支援していくことが必要である。

3 青少年一人一人の状況に応じた支援を社会総がかりで実施

能力や可能性、更には抱える困難の状況等は個人によって異なる。青少年への対応は、このように個々の状況に応じたきめ細やかなものとなるようにすることが重要である。

青少年の育成に当たっては、こうした認識の下、青少年の健やかな成長を支えることは社会全体の責任であることや青少年の問題は大人社会の反映であることを踏まえ、行政のみならず、すべての組織や個人が、当事者意識を持って、青少年との信頼関係の上に、それぞれの役割や責任を果たしつつ、相互に協力・補完しながら取り組むことが必要である。

(4) 本町の動向

本町では、平成17年3月に「みやき町次世代育成支援地域行動計画」を策定し、“すべての子どもたちが健やかに成長できる地域社会づくり”の基本理念のもと、

- ◇地域における子育て支援
- ◇親子の健康の確保及び増進
- ◇子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備
- ◇子育てを支援する生活環境の整備
- ◇仕事と家庭生活との両立の推進
- ◇子ども等の安全の確保
- ◇要保護児童等への対応など取り組みの推進
- ◇子育てにかかる費用の支援

の8つの基本施策を掲げ、前期の施策・事業に取り組んできました。

2. 計画の対象・期間等

(1) 計画の位置づけ

本計画は、本町の将来のまちとしての姿、いわゆる都市像を示した「みやき町総合計画」に基づく子育て支援の諸施策を推進するための計画として位置づけます。

(2) 子どもの範囲

本計画における子どもとは、18歳未満の者をいいます。

(3) 計画の対象となる者

本計画の対象となる者は、すべての子どもと子育て中の家庭、地域社会、事業者、職場、各種団体等、みやき町に関わりのあるすべての町民を対象とします。

(4) 計画の対象とする分野

本計画が対象とする施策分野は以下のとおりです。

- ①地域における子育ての支援
- ②親子の健康の確保及び増進
- ③子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備
- ④子育てを支援する生活環境の整備
- ⑤職場生活と家庭生活の両立の推進
- ⑥子ども等の安全の確保
- ⑦要保護児童等への取り組みの推進
- ⑧子育てにかかる費用の支援

(5) 計画期間

本計画は、前期計画(平成17年度から平成21年度)を受けて、

平成22年度から平成26年度までの5年間とします。

(6) 計画策定期間

本計画は平成20年度、21年度の2年間で策定するものとします。

平成20年度は、計画策定に当たり、本町における子どもを取り巻く現状を整理するとともに、町民の子育て支援に関するニーズ調査等により、地域が必要とするサービスを把握することを目的として実施します。

平成21年度は、前期5年間の目標達成状況、各事業に対する評価等の分析と合わせ、委員会等での協議・検討を踏まえながら、地域が必要とするサービス量の目標値を設定し、本町の後期行動計画を策定します。

(7) 調査の概要

①調査の目的

本調査は、みやき町に居住する就学前児童及び小学校児童の保護者を対象に、子育て支援に関する意識や各種行政サービスの利用状況、保健等に関する実態を把握し、みやき町次世代育成支援後期行動計画策定のための基礎資料を得ることを目的として実施したものです。

②調査実施方法

調査は、それぞれ以下の方法により実施した。

区 分	就学前児童調査	就学児童調査
1. 調査対象者と 抽出方法	就学前児童：みやき町に居住する 小学校入学前児童から全数抽出	小学校児童：みやき町に居住する 全小学生から全数抽出
2. 調査方法	幼稚園、保育園に依頼。それ以外は 郵送により配布・回収	学校に依頼。それ以外は郵送により 配布・回収
3. 調査期間	平成 21 年 2 月 27 日（金）～ 3 月 10 日（火）	平成 21 年 2 月 27 日（金）～ 3 月 10 日（火）
4. 回収状況	発送数 1,029 回収数 682 回収率 66.3%	発送数 1,193 回収数 870 回収率 72.9%

③集計・分析にあたっての注意点

「n=」とあるのはパーセントを計算するときの母数となるサンプル数（回答者数）を示しています。算出されたパーセントは小数第二位を四捨五入して、小数第一位までの表示としているため、その合計が必ずしも 100.0%にならない場合もあります。また、複数回答で質問している調査項目においては、その合計は 100.0%を超えます。

また、選択肢の内容が長くなる時には、図表の関係で、選択肢を省略した形で表しているところもあります。